

介護老人保健施設 田沢の郷 介護予防短期入所 利用料金表

介護予防短期入所利用料 多床室（1割負担） (単位；円)

利用料項目	要支援1	要支援2
介護サービス費	613	768
食費	1,600 (第3段階 650, 第2段階 390, 第1段階 300)	
滞在費	370 (第3段階 370, 第2段階 370, 第1段階 0)	
夜間職員配置加算 ※1	24	24
サービス提供体制強化加算 (I) イ ※2	18	18
1日あたりの利用料金	2,625	2,780
介護職員処遇改善加算 (I) ※3	介護サービス費の合計の1,000分の39	
介護職員等特定処遇改善加算 (I) ※4	介護サービス費の合計の1,000分の21	

介護予防短期入所利用料 個室（1割負担） (単位；円)

利用料項目	要支援1	要支援2
介護サービス費	580	721
食費	1,600 (第3段階 650, 第2段階 390, 第1段階 300)	
滞在費	1,340 (第3段階 1,310, 第2段階 490, 第1段階 490)	
夜間職員配置加算 ※1	24	24
サービス提供体制強化加算 (I) イ ※2	18	18
1日あたりの利用料金	3,562	3,703
介護職員処遇改善加算 (I) ※3	介護サービス費の合計の1,000分の39	
介護職員等特定処遇改善加算 (I) ※4	介護サービス費の合計の1,000分の21	

その他の加算（1割負担） (単位；円)

送迎加算 (片道) ※5	184	184
療養食加算 ※6	1食あたり 8	1食あたり 8
個別リハビリテーション加算 ※7	240	240
若年性認知症入所者受入加算 ※8	120	120
緊急時治療管理 ※9	518	518

介護予防短期入所利用料 多床室（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
介護サービス費	1,226	1,536
食費	1,600（第3段階 650, 第2段階 390, 第1段階 300）	
滞在費	370（第3段階 370, 第2段階 370, 第1段階 0）	
夜間職員配置加算 ※1	48	48
サービス提供体制強化加算（I）イ ※2	36	36
1日あたりの利用料金	3,280	3,590
介護職員処遇改善加算（I） ※3	介護サービス費の合計の1,000分の39	
介護職員等特定処遇改善加算（I） ※4	介護サービス費の合計の1,000分の21	

介護予防短期入所利用料 個室（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要支援1	要支援2
介護サービス費	1,160	1,442
食費	1,600（第3段階 650, 第2段階 390, 第1段階 300）	
滞在費	1,340（第3段階 1,310, 第2段階 490, 第1段階 490）	
夜間職員配置加算 ※1	48	48
サービス提供体制強化加算（I）イ ※2	36	36
1日あたりの利用料金	4,184	4,466
介護職員処遇改善加算（I） ※3	介護サービス費の合計の1,000分の39	
介護職員等特定処遇改善加算（I） ※4	介護サービス費の合計の1,000分の21	

その他の加算（2割負担）

（単位；円）

送迎加算（片道） ※5	368	368
療養食加算 ※6	1食あたり 16	1食あたり 16
個別リハビリテーション加算 ※7	480	480
緊急時治療管理 ※9	1,036	1,036

介護予防短期入所利用料 多床室 (3割負担)

(単位 ; 円)

利用料項目	要支援 1	要支援 2
介護サービス費	1,839	2,304
食 費	1,600 (第 3 段階 650, 第 2 段階 390, 第 1 段階 300)	
滞 在 費	370 (第 3 段階 370, 第 2 段階 370, 第 1 段階 0)	
夜間職員配置加算 ※ 1	72	72
サービス提供体制強化加算 (I) イ ※ 2	54	54
1 日あたりの利用料金	3,935	4,400
介護職員処遇改善加算 (I) ※ 3	介護サービス費の合計の 1,000 分の 39	
介護職員等特定処遇改善加算 (I) ※ 4	介護サービス費の合計の 1,000 分の 21	

介護予防短期入所利用料 個 室 (3割負担)

(単位 ; 円)

利用料項目	要支援 1	要支援 2
介護サービス費	1,740	2,163
食 費	1,600 (第 3 段階 650, 第 2 段階 390, 第 1 段階 300)	
滞 在 費	1,340 (第 3 段階 1,310, 第 2 段階 490, 第 1 段階 490)	
夜間職員配置加算 ※ 1	72	72
サービス提供体制強化加算 (I) イ ※ 2	54	54
1 日あたりの利用料金	4,806	5,229
介護職員処遇改善加算 (I) ※ 3	介護サービス費の合計の 1,000 分の 39	
介護職員等特定処遇改善加算 (I) ※ 4	介護サービス費の合計の 1,000 分の 21	

その他の加算 (3割負担)

(単位 ; 円)

送迎加算 (片道) ※ 5	552	552
療養食加算 ※ 6	1 食あたり 24	1 食あたり 24
個別リハビリテーション加算 ※ 7	720	720
緊急時治療管理 ※ 9	1,554	1,554

【利用料金項目※1～9の内約】

- ※1 夜勤を行う介護・看護職員の数が、最低基準を1以上上回っている場合に、1日につき算定します。当施設では毎日5人体制（通常は4人）で夜勤を行っています。
- ※2 施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に、1日につき算定します。
- ※3 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の39に相当する額が「介護職員処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※4 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の21に相当する額が「介護職員等特定処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※5 送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅から施設までの間の送迎を行った場合、片道につき算定します。
- ※6 入所者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。
- ※7 利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に、1日につき算定します。
- ※8 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。
- ※9 利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要となる場合に、検査、処置等を行ったときに、1月に1回、連続する3日を限度として、1日につき算定します。

その他の料金

(単位；円)

理美容代		電気代	
カット（女性）	1,900	テレビ（1ヶ月分）	300
顔そり（女性）	1,900	冷蔵庫（1ヶ月分）	1,270
カットと顔そり（女性）	2,200	電気毛布（1ヶ月分）	240
調髪と顔そり（男性）	2,500	文書料	
丸刈りと顔そり（男性）	2,300	簡易な証明書	1,000
調髪（男性）	2,200	入所証明書	3,000
丸刈り（男性）	2,000	簡易な診断書	2,000
パーマ	4,300	複雑な診断書	3,000
白髪染め	2,800	2人部屋利用料（1日）	500
洗濯代			
私物洗濯代(1ヶ月分)	3,300		
ドライクリーニング	実費相当額		